

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 食料安全保障の強化

- (1) 食料の安定供給の確保に向け、海外依存度の高い麦・大豆等の生産拡大の推進、持続的な生産基盤の強化、肥料・飼料等の国内生産力拡大、調達先の多様化、備蓄の強化を図るとともに、国産農産物の消費拡大に積極的に取り組むこと。

また、コストを反映した適正な価格形成の実現に向けた理解醸成を図る取組を進めること。

- (2) 人口減少や高齢化に伴い、国内市場が縮小する中、輸出促進による生産基盤の維持・強化や農業者の収益性向上を図るため、生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組むことができるよう、海外の需要や規制に対応した施設整備やサプライチェーンの構築など必要な環境整備を積極的に推進すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善、必要な予算の確保を図ること。

- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう、米価下落等に対するセーフティネットの充実を図ること。

また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施し、農業者が安心して生産に取り組むことができるようにすること。

- (3) 水田活用の直接支払交付金については、農業経営に支障が生じることのないよう、支援施策の充実を図り、必要な予算を確保すること。

また、畑地化促進事業については、継続的な制度とするとともに、活用を希望するすべての農業者が事業実施できるよう十分な予算を確保すること。

なお、見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、5年を超える間隔で輪作体系を組んでいる農業者に十分配慮するなど、現場の課題を踏まえた適切な措置を講じること。

- (4) 農作業の省力化や低コスト化による生産性向上へ向け、スマート農業技術の開発や活用を推進すること。

3. 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

4. 農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地域区域の変更に係る国の関与の強化などが講じられることとなるが、農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むこと。

- (2) 国と都道府県の面積目標の設定に当たっては、明らかに耕作条件が悪く営農が困難な農地を農用地域区域に編入せざるを得ない場合や、既に優良農地は農用地域区域に指定されており、新たな編入は困難である場合などもあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとする。

また、都道府県の独自事由として考慮される開発予定による除外については、土地利用調整が整っている場合のみならず、幅広く地域の実情を反映できるようにすること。

- (3) 農用地域区域からの除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、工業団地整備や立地企業の用地拡張、公共施設の再編など地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。

- (4) 都道府県面積目標を下回っている場合においても、地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図る観点から、地域の実情に応じた取組を実施できるようにすること。

- (5) 農用地域区域からの除外に際しての代替措置については、除外する農地と

同等規模の農地を確保することが条件となれば、協議は困難を極め、現実的には対応できないことから、農用地区域の面積要件だけで判断するのではなく、食料安全保障や農業の健全な発展の観点から、農業の生産性の向上を図るための取組などについても代替措置として位置付けるなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分留意すること。

あわせて、申請年度や申請順により偏りが生じることのないようにすること。

5. 担い手対策等の推進

- (1) 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないように、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。
- (2) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策については、交付要件の緩和など支援策の拡充を図るとともに、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう十分な予算を確保すること。

6. 貿易交渉に係る適切な対応

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPA等の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等について万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

7. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。

- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策等を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点農業用ため池や田んぼダム等の整備、管理及び保全に関して十分な財政措置を講じること。

8. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 令和6年度までとされている山村振興法及び棚田地域振興法については、法期限を延長すること。
あわせて、中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- (3) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 有害捕獲に係る捕獲活動経費及び捕獲機材の導入経費に対する補助の上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を図るとともに、捕獲等に必要な技術研修等への支援措置を拡充すること。
- (3) 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第38条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進するとともに、需要の維持・創出に向けた消費喚起策を長期的に講じること。

また、飼料の価格高騰対策を継続・拡充するとともに、配合飼料価格安定制度については、実態に見合った見直しを検討すること。

加えて、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

11. 家畜伝染病対策の充実強化等

- (1) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

- (2) 都道府県が行う高病原性鳥インフルエンザやC S F（豚熱）等の防疫措置に協力する都市自治体の人件費については、十分な財政支援を講じること。

- (3) 家畜伝染病の発生により、影響を受けた畜産事業者に対して十分な財政措置を講じること。

- (4) C S Fの終息に向け、野生イノシシによるC S F感染拡大防止を図るための防疫措置など、総合的なC S F対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、防疫措置等の明確な解除基準を設定するとともに早期解除に向けた取組を推進すること。

12. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう、国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。

13. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策を推進するとともに、都市自治体や林業経営者が行う主伐・再造林等の取組に対する支援を充実すること。

また、林業の経営安定化に係る財政措置を拡充すること。

14. 計画的な森林施業や私有林等の整備、林道・作業道の維持管理等、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

15. 国産材の利用拡大を推進するため、C L Tの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。

16. 再生可能エネルギー由来の発電設備に係る林地開発については、関係省庁が引き続き共同で発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討を行うこと。

特に、森林法については、「伐採及び伐採後の造林の届出等」の制度が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われることがないよう、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について早急に検討すること。

あわせて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

17. 水産政策の着実な推進

(1) 水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。

(2) 諸外国の日本産水産物などの輸入規制に関し、引き続き国の責任において国際社会に向け科学的根拠に基づいた説明を行うなど輸出再開に向けた取組を強化するとともに、影響を受けた漁業者の救済に万全の措置を講じること。

また、国内水産物の消費拡大に向けた取組や海外も含めた新規の販路開拓への支援を講じること。

(3) 関係諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。

(4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制

を一層強化するとともに、密漁の発生防止に向けて万全の対策を講じること。

- (5) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう、漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続・拡充するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。

また、地域の活性化を図る取組である海業を推進するため、十分な予算を確保すること。

- 18. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、改良復旧事業について更なる推進を図ること。